

高松市市営住宅集会所使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高松市市営住宅条例（平成9年高松市条例第47号。以下「条例」という。）第2条第7号に定める共同施設として設置した集会所（以下「集会所」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用禁止)

第2条 集会所は、使用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、使用することができない。

- (1) 入居者の生活の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 政治活動、選挙運動又は宗教活動を目的とするとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) 宿泊の用に供するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、条例第2条第7号に規定する集会所の設置目的に反するとき。

(使用時間)

第3条 集会所の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(使用料)

第4条 集会所の使用料は、無料とする。

(使用者の義務)

第5条 集会所を使用する者（以下「使用者」という。）は、条例第26条（第3項及び第4項を除く。）及び第27条の規定を遵守しなければならない。

(費用負担)

第6条 集会所に必要な費用で条例第24条及び第25条の規定により入居者において負担することとされているものについては、入居者全員の負担とする。ただし、使用者の責めに帰すべき事由により修繕の必要が生じたときは当該使用者が修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月10日から施行する。